

ごみの減量化に向けた制度をご利用ください

いずれも、申請書類は、市ホームページでダウンロードいただくか、市環境クリーン推進課（市役所1階9番窓口）にお申し出ください。

資源ごみ集団回収報奨金制度

自治会や子ども会などの非営利団体が集団回収に取り組んでいただいた場合、市から報奨金を交付しています。

登録条件：市内で活動する自治会や子ども会、PTAなどの非営利団体

対象品目：市内の家庭から出た新聞、雑誌、段ボール、古布

報奨金額：1 kgあたり4円



申請にあたっての注意事項

- ◎登録時に、古紙回収業者をお届けいただくので、あらかじめ決めておいてください。
- ◎期日を過ぎた申請は、いかなる理由があっても受付できません。
- ◎申請後に振込先や口座名義などを変更したときは、速やかにお知らせください。

報奨金制度利用の手順

Step 1 団体登録申請書を市に提出



Step 2 集団回収の実施



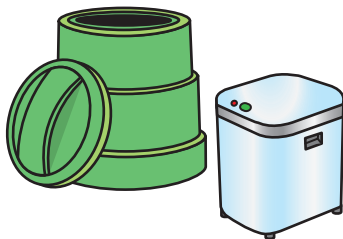
Step 3 交付申請書を市に提出



Step 4 報奨金の交付

ごみ減量化・リサイクル機器購入補助金制度

生ごみ堆肥化容器（コンポスト）および電気式生ごみ処理機を購入する場合、ご利用ください。



対象者：亀岡市民で、作った堆肥を利用できる人
※5年以内に同制度を利用したことがある人は対象外。

対象品：1. 生ごみ堆肥化容器 1世帯2基まで
2. 電気式生ごみ処理機 1世帯1台
※いずれも市内の販売店で購入する新品に限ります。

補助率：2分の1

限度額：1基（台）あたり2万円

申請にあたっての注意事項

- ◎交付申請書には、見積書、カタログ、市税納税証明書の添付が必要です。
- ◎実績報告書には、領収書（写しも可）の添付が必要です。

補助金制度利用の手順

Step 1 交付申請書を市に提出



Step 2 市内の店舗で機器を購入



Step 3 実績報告書を市に提出



Step 4 補助金の交付